

改正

平成30年3月8日教育委員会規則第2号

令和3年3月24日教育委員会規則第10号

立川市立学校体育施設利用規則

(目的)

第1条 この規則は、社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保を図るため、立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校（以下「学校」という。）の体育施設（以下「学校体育施設」という。）を学校教育に支障のない範囲で利用に供することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の種類等)

第2条 学校体育施設の利用の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ又はレクリエーションのための運動場又は体育館の利用（以下「スポーツ利用」という。）
- (2) 実地において適切な保護のある幼児並びに児童及び生徒の遊び場としての運動場又は体育館の利用（以下「遊び場利用」という。）

2 学校体育施設の利用における学校体育施設、利用日、利用時間及び学校体育施設の利用に供する学校（以下「実施校」という。）は、別表第1のとおりとする。

(利用の登録等)

第3条 スポーツ利用をできる者は、次の各号に掲げる要件に該当し、あらかじめ学校体育施設利用登録等申請書（第1号様式。以下「登録等申請書」という。）により立川市教育委員会（以下「委員会」という。）に学校体育施設の利用の登録をした団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している者によって構成されていること。
- (2) 構成人員が10人以上であること。
- (3) 団体の代表者及び指導者が成人であること。
- (4) 営利を目的としないこと。

2 登録の有効期間は、登録の日から当該日の属する年度の末日までとする。

3 登録団体は、登録の内容に変更があったとき若しくは登録を取り消そうとするとき又は有効期

間終了後も引き続いてスポーツ利用をしようとするときは、速やかに登録等申請書を提出しなければならない。

(利用の申請)

第4条 学校体育施設を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、学校体育施設利用申請書（第2号様式）により利用しようとする日前1月の属する月の初日から利用しようとする日の前1月の属する月の15日までに、申請しなければならない。ただし、遊び場利用をしようとする者にあつては、利用しようとする日において口頭による申出をもって代えることができる。

(利用の承認)

第5条 前条の規定による申請を承認したときは、学校体育施設利用承認書（第3号様式）を申請者に交付する。ただし、同条ただし書の規定による場合にあつては、口頭による承認をもって代えることができる。

(照明利用料及び空調設備利用料)

第6条 照明及び体育館の空調設備（以下「空調設備」という。）を必要とするスポーツ利用については、別表第2に定めるところにより照明利用料及び空調設備利用料（以下「照明利用料等」という。）を徴収する。ただし、次の各号に掲げる登録団体が行うスポーツ利用のうち、特に必要と認めるものについては、これを免除するものとする。

- (1) 指導者を除く構成員の全てが児童又は生徒である青少年団体
- (2) 利用する学校周辺の地域体育会に所属している団体又は利用する学校の近隣自治会によって構成されている団体
- (3) 構成員の全てが65歳以上の者で構成される団体
- (4) 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び社会福祉関係団体

2 照明利用料等の免除を受けようとする登録団体は、あらかじめ学校体育施設照明利用料等免除申請書（第4号様式）により申請しなければならない。

(納付及び返還)

第7条 照明及び空調設備を必要とするスポーツ利用をする者は、照明利用料等の納付を学校体育施設照明利用券（第5号様式）及び学校体育施設空調設備利用券（第6号様式）（以下「照明利用券等」という。）により行わなければならない。

2 照明利用券等は、立川市泉市民体育館及び立川市柴崎市民体育館において10枚つづりで発行する。

3 使用し、若しくは使用したと認められる照明利用券等又は著しく損傷した照明利用券等は、無効とする。

4 照明利用券等は、次の各号に掲げる場合に限り、返還して現金の還付を受けることができる。

- (1) 登録団体が解散したとき。
- (2) 登録団体の活動が長期間にわたり休止することとなったとき。
- (3) その他委員会が特に必要があると認めたとき。

5 前項の規定により還付を受けようとするときは、学校体育施設照明利用券等還付申請書（第7号様式）により申請しなければならない。

（利用権の譲渡又は転貸の禁止）

第8条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用の停止等）

第9条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の停止を命じ、又は利用の承認を取り消すものとする。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあるとき。
- (3) この規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
- (4) その他不相当と認めたとき。

2 前項の規定により利用者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

（原状回復義務）

第10条 利用者は、学校体育施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

前条第1項に規定する利用の停止を命ぜられたときも、また同様とする。

（損害賠償）

第11条 利用者は、学校体育施設の利用に際して建物又は附属物に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（管理責任）

第12条 学校体育施設の利用に関する事項は、立川市立学校管理運営規則（昭和35年立川市教育委員会規則第1号。以下「学校管理規則」という。）第6条第1項第1号の定めにかかわらず、委員会が管理する。

別表第1（第2条関係）

利用区分	学校体育施設	利用日	利用時間	実施校
スポーツ利用	運動場	日曜日から土曜日まで	夜間	小学校及び中学校
	体育館	日曜日及び休日	午前、午後及び夜間	小学校
		月曜日から金曜日まで	夜間	
		土曜日	午後及び夜間	
	日曜日から土曜日まで	夜間	中学校	
遊び場利用	運動場	日曜日、土曜日及び休日。ただし、学校管理規則第3条第2号ア及びイを除く。	午前及び午後	小学校
	体育館	土曜日。ただし、学校管理規則第3条第2号ア及びイを除く。	午前	

備考

- (1) 季節その他特別な事由があるときは、利用日又は利用時間を変更できるものとする。
- (2) 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- (3) 利用時間は、午前は午前9時から午後零時まで、午後は午後1時30分から午後4時30分まで、夜間は午後6時から午後9時までとする。

別表第2（第6条関係）

利用設備	学校体育施設	利用時間	利用料	実施校
照明	運動場	夜間	1回 450円	小学校
			1回 600円	中学校
	体育館	午前、午後又は夜間	1回 450円	小学校
			1回 500円	中学校
空調設備	体育館	午前、午後又は夜間	1回 150円	小学校
			1回 200円	中学校

備考 利用時間は、午前は午前9時から午後零時まで、午後は午後1時30分から午後4時30分まで、夜間は午後6時から午後9時までとする。